

へいせい ねんどだい かい
平成23年度第4回

さっぽろし しょう ふくししさく かが けいかくさくていかいぎ
札幌市の障がい福祉施策に係る計画策定会議

かい ぎ ろく
会 議 録

にち じ : へいせい ねん がつ にち げつ ごご じ ぶんかいさい
日時 : 平成24年1月16日(月)午後6時30分開会

ば しょ : さっぽろししちょうかくしょう しゃじょうほう かい けんしゅうしつ
場所 : 札幌市視聴覚障がい者情報センター 1階 研修室

1. 開 会

事務局（嶋内障がい福祉課長） 本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、障がい福祉施策に係る計画策定会議を開催したいと思います。

私は、札幌市保健福祉局障がい福祉課長の嶋内でございます。よろしくお願いいたします。

では、着席させていただきます。

これまで、通算で6回の会議を開催し、計画の改定につきまして皆様にご審議していただいておりますが、おかげさまで、このたび、計画案を取りまとめいたしまして、来週の月曜日、1月23日から30日間、計画案につきましてパブリックコメントを実施する予定でございます。

これまで、この会議は市民の方の傍聴を認めておりましたが、今回は、このパブリックコメントの実施前に計画案をご提示させていただき、ご審議いただくこととなりますので、松川議長と協議した結果、市民の方の傍聴は行うことなく、後日、会議録を公開させていただきますことといたしましたので、ご報告いたしたいと思います。

それでは、まず初めに、お配りしております資料の確認をお願いいたします。

お手元の次第の裏面に配付資料の一覧を記載しておりますので、あわせてご確認ください。

配付資料といたしましては、まず、事前配付資料と当日配付資料の変更点というA4判1枚のものとございます。次に、資料1といたしまして、さっぽろ障がい者プラン（案）という厚い資料でございます。続きまして、資料2といたしまして、主な障がい福祉サービスの見込量、A4判1枚物の資料でございます。よろしいでしょうか。

2. 札幌市障がい福祉担当部長あいさつ

事務局（嶋内障がい福祉課長） それではまず、開会に当たりまして、障がい福祉担当部長の天田からごあいさつ申し上げます。

事務局（天田障がい福祉担当部長） 皆様、こんばんは。

障がい福祉担当部長の天田でございます。

まずは、新年、明けましておめでとうございます。本年も、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、ご多忙のところ、また、足元の非常に悪い中、計画策定会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。

重ねまして、委員の皆様には、白ごろから本市の障がい福祉施策の推進に多大なるご支援、ご協力をいただいておりますことに関しまして、改めてお礼を申し上げます。

さて、前回の会議は、昨年10月5日に開催しまして、障がい福祉サービスの見込量

や計画の概要などにつきましてご審議をいただきました。この間、11月から12月にかけて、これまでの会議においていただきましたご意見、また、意見交換会で寄せられましたご意見などを踏まえまして、庁内関係の部局との会議、また、12月26日に市議会の厚生委員会で議論をいただきました。こういった審議を経まして、今回、計画案を取りまとめることができました。委員の皆様には、深く感謝を申し上げたいと思います。

実は、本案で完成ということではございませんで、入院中の精神障がい者の地域生活への移行支援に係る数値目標の取り扱いや課題も一部残っております。これらにつきましては、パブリックコメントの作業と並行いたしまして、計画への位置づけについて検討させていただきたいと考えております。

冒頭、嶋内課長から申し上げましたように、来週の1月23日月曜日から、広く市民の皆様からご意見をいただく期間といたしまして、パブリックコメントを実施させていただくこととしております。今回の会議では、このパブリックコメントを実施する前に委員の皆様方に計画案の内容を改めてご説明させていただきまして、ご意見を賜りたいと考えております。これが、ほぼ最終の段階ということになるかと思っております。

今後におきましては、本日の会議でのご議論、パブリックコメントで寄せられたご意見などを踏まえまして、計画を固めてまいりたいと考えております。

3月下旬の計画の公表に向けまして、引き続き、委員の皆様からのご指導を賜りたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からのごあいさつは以上でございます。

ありがとうございました。

委員紹介

事務局（嶋内障がい福祉課長） それでは、本日ご出席していただきました委員の皆様を、座席の順にご紹介をさせていただきます。

松川敏道議長。

浅香博文委員。

上田マリ子委員。

佐川俊樹委員。

佐藤義夫委員。

芝木厚子委員。

廣岡博委員。

宮内博子委員。

水谷周委員。

松田靖子委員。

森一也委員。

以上11名の委員にご出席いただいております。

なお、細川潮委員及び山内まゆみ委員におかれまして、欠席する旨の連絡を受けております。

続きまして、事務局を紹介いたします。

障がい福祉担当部長の天田でございます。

以下、関係職員から、順次、自己紹介いたします。

事務局（西田事業計画担当係長） いつもお世話になっております。障がい福祉課事業計画担当係長の西田と申します。よろしくお願いたします。

事務局（山本就労・相談支援担当係長） 障がい福祉課就労・相談支援担当係長の山本でございます。いつもお世話になっております。よろしくお願いたします。

事務局（谷坂精神保健・医療福祉係長） 同じく、精神保健・医療福祉係長の谷坂でございます。よろしくお願いたします。

事務局（前田在宅福祉係長） 障がい福祉課在宅福祉係長の前田と申します。よろしくお願いたします。

事務局（北教育委員会幼児教育担当係長） 教育委員会幼児教育センター幼児教育担当係長の北でございます。どうぞよろしくお願いたします。

事務局（藤木教育委員会学びの支援係長） 教育委員会教育推進課学びの支援係長の藤木と申します。よろしくお願いたします。

事務局（只野福祉活動推進担当係長） 保健福祉局総務課福祉活動推進担当係長をしております只野と申します。よろしくお願いたします。

事務局（嶋内障がい福祉課長） それでは、今後の進行につきましては、松川議長にお願したいと存じます。よろしくお願いたします。

3. 議 事

松川議長 皆さん、こんばんは。

天候の大変悪い中、ご参集いただきまして、ありがとうございます。

きょうの会議につきましては、先ほどお話がありましたように、これからパブリックコメントをかけることになっておりますが、その前の策定会議として最終的な意見を述べる場ということになると思ひます。そういう点では、一層、いろいろなご意見をいただきたいと思ひますので、ご協力をよろしくお願いたします。

なお、これまでの会議と同じように、情報保障の観点から、なるべくゆっくりお話しいただきたいと思ひます。発言の中でわからない言葉などがありましたら、遠慮なく言っただきたいと思ひます。カードの提示や手を挙げるなどをしてお知らせいただいても結構です。

それでは、早速でありますけれども、議題の方に入りたいと思ひます。

1 番目のさっぽろ障がい者プラン（案）についてです。

先ほど部長の方からも説明がありましたように、これまでの会議での議論、あるいは

意見交換会で寄せられた意見などを踏まえまして、札幌市の方で計画の案がまとめられたところ。1月23日からパブリックコメントとして計画案に対して市民の皆さんから意見を聞く期間が設けられるということであり。ます。

先ほど言いましたように、会議として最終的な意見を述べる場となりますので、改めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、この計画案について事務局から概要などについて説明をしていただきまして、その後、委員の皆さんからご意見をいただきたいというふうにお願ひします。

では、事務局から説明をお願ひいたします。

事務局（西田事業計画担当係長） 西田と申します。

私からご説明をさせていただきます。

恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

まず、お配りしている資料のうち、資料1のプラン（案）をごらんいただきたいと思ひますが、その前に、1枚物の資料で事前にお配りしていた資料と本日机にお配りいたしました資料の変更点などにつきまして、若干ご説明をさせていただきます。

まず、資料1の表紙をおめくりいただきまして、裏ですけれども、パブリックコメントの概要などにつきまして、後ろの方から前の方に持ってきております。それと同時に、一番上の方ですが、公表資料、さっぽろ障がい者プラン（案）の下に、留意事項といたしまして、先ほど部長からも話をしましたけれども、数値目標のうち、入院中の精神障がい者の地域生活への移行に関する部分につきましては、関係機関とも協議を行った上で設定するという留意事項を追加しております。その他、若干の修正をしております。

それでは、早速、ご説明をしていきたいと思ひます。

まず、計画案の構成につきまして、前段の方に、計画の概要といたしまして、13ページにわたりまして記載をさせていただきます。その次に、ページ数がまた1ページから始まるのですけれども、計画の本編として記載をさせていただきます。

早速ですけれども、本編の5ページ目と6ページ目にかけてごらんいただきたいと思ひます。

まず、障がい福祉を取り巻く現状と課題でございます。

国におけます障がい者の制度改革が着実に進んでおります中で、障害者基本法の改正などを踏まえまして、地域生活支援、そして就労支援といった施策の充実が必要となっている状況でございます。

また、6ページ目の中段でございますが、さまざまなニーズがありまして、ニーズが高度化、多様化する中で、障害者自立支援法によります法定サービスのほか、市民自治の観点から、地域の福祉力も活用しながらサービスの充実を図っていくというふうに記載をさせていただきます。

そのような現状と課題などを踏まえ、次に、9ページに移りまして、障がい者保健

福祉計画の部でございます。

まず、基本理念、計画目標など計画の体系につきましては、これまで検討してきたものに修正は加えてございません。

続きまして、12ページ目に参ります。

12ページ目からは、分野1 理解促進について記載をしております。

主な施策としましては、福祉教育などの取り組みのほか、例えば、15ページに参りますと、障がいのある方に対する権利擁護に関する啓発につきましても重点取り組みとして計画に位置づけているところでございます。

続きまして、18ページ目からは、分野2 生活支援について記載をしております。

この分野におきましては、例えば、21ページの下にあります移動支援事業について記載をしております。この事業につきましては、利用対象となる外出の範囲の一部について、24年度から拡充できるよう、ただいま予算算定の作業を行っているところでございます。また、今後におきましてもより利用しやすい制度となるよう、検討を進めているところでございます。

さらに、22ページの上でございますが、権利擁護、そして虐待防止対策につきまして、昨年6月に虐待防止法の成立がありましたけれども、この法律を受けまして、これまでの取り組みを一層強化しまして、体制の充実を図ることを計画に位置づけております。

また、これに関連しまして、ちょっと飛びまして、95ページをごらんいただきたいと思っております。

95ページの下の方に、権利擁護体制のイメージ図を記載しております。一番上の方に相談支援事業がございまして、あんしん相談、あるいは法人後見など、社会福祉協議会を初めとしました関係機関の連携を図るというイメージ図でございます。

また、次の96ページには、札幌市におけます虐待防止体制のイメージ図を記載しております。先ほどもご説明いたしました、障害者虐待防止法が本年10月から施行される予定でございますので、このようなイメージによりまして体制の強化を図ることを計画に位置づけております。

恐縮ですが、24ページに戻りまして、中段よりちょっと下ですが、分野2の生活支援の大きな柱でございます地域移行支援、地域定着支援でございます。

これは、地域移行に関する取り組みといたしまして、4月から個別給付として開始されるサービスでございます。現在、どのような体制で進めていくかということ、事業所を初め、関係者の方々と協議を進めているところでございます。

飛びまして、28ページ目以降でございますが、分野3 保健・医療でございます。

例えば、34ページ目でございますけれども、精神保健医療の充実という施策に対しまして、精神科救急医療体制の整備を重点取り組みの一つとして位置づけておりまして、現在も検討を進めているところでございます。

また、35ページ目からは、分野4 生活環境について記載しております。

この分野につきましては、バリアフリー、あるいはユニバーサルデザインによるまちづくりのため、さまざまな取り組みを位置づけているところでございますが、9月に開催しました意見交換会で多くの意見が寄せられた安全な自転車利用環境につきましては、38ページの中段ですが、安全な自転車利用環境の推進ということで重点取り組みの一つとして位置づけているところでございます。

また、41ページに行きまして、生活環境の分野の大きな取り組みの一つでございます災害時の要援護者対策ということで、関係部局の取り組みを位置づけて施策を展開していくこととなります。

続きまして、43ページ目以降は、分野5 教育・育成でございます。

44ページには、ライフステージに応じた支援体制ということで、幼児教育から特別支援教育までさまざまな取り組みを位置づけております。

少し飛びまして、47ページ目に参りまして、学校教育の充実という施策でございます。

ここでは、特別支援学級の整備の推進、あるいは市立高等養護学校におけます就労促進の取り組みの検討などを位置づけているところでございます。

一つ戻りまして、46ページの下になりますけれども、今般の児童福祉法の改正によりまして、障がい児の通所サービスにつきましては4月から一部改変されて開始することになりますが、サービス提供基盤の整備あるいは充実策につきましては、今後、国から詳細が示される予定となっておりますので、そういった情報も踏まえながら、引き続き、障がい児のサービスにつきまして検討してまいりたいと考えているところです。

続きまして、49ページ目以降になります。分野6 雇用・就労でございます。

50ページをごらんいただきますと、就労支援の取り組みといたしまして、雇用の促進はもちろんのこと、職場定着のための支援につきましてもこの計画に位置づけております。

また、53ページの中段から下でございますが、札幌市独自の就労支援の施策につきまして、一般就労への支援と福祉的就労への支援に分けて記載しております。

続きまして、55ページ目以降でございますが、分野7 情報・コミュニケーションでございます。

例えば、57ページの下でございますけれども、さまざまな障がいに配慮した情報提供という重点取り組みがございます。今回、この障がい者プランのほか、私ども保健福祉局で策定します地域福祉社会計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、そして、さっぽろ医療計画、これらの計画につきまして、計画書の概要版の冊子について、例えば、漢字に振り仮名をつける、あるいは活字を音声として読み上げるための2次元コードを印字するといった情報バリアフリー化に取り組む予定でございます。

続きまして、最後の分野となりますが、60ページ目以降の分野8 スポーツ・文化に

ついてでございます。

例えば、62ページの上でございます中央図書館における取り組みとしまして、さまざまな障がい特性などに対応した図書サービスのあり方について検討することを重点取り組みの一つとして位置づけているところでございます。

以上が、前半の障がい者保健福祉計画の部でございます。

続きまして、63ページ目以降は、障害者自立法に基づいて策定する障がい福祉計画の部でございます。

この障がい福祉計画につきましては、国の策定指針に基づきまして、障害福祉サービスに関する数値目標、そして、サービスの見込量を定めるものでございます。

先日、北海道を通じまして、国で定めた策定指針が示されたところでございます。今後は、これに基づきまして、北海道としても北海道の指針が示される予定となっております。今後、数値目標あるいはサービス見込量の数値などにつきましては再調整をすることになりますけれども、この計画案といたしまして、現段階で設定したものをこのたびご説明させていただきたいと思っております。

まず、64ページ目の障がい福祉サービスに関する数値目標でございます。

前回の会議でお示しました考え方や方向性と大きな変更はございませんが、前段でご説明しました入院中の精神障がい者の地域生活への移行に関する目標につきましては、市町村計画では設定しないこととなっております。したがって、この計画案の段階では、一たん、数値目標は記載しておりませんが、今後、関係機関とも協議をいたしまして、精神障がい者の地域移行支援に関して、例えば対象者数など何らかの数値を札幌市独自の数値目標として設定する方向で、現在、検討を進めております。

続きまして、施設入所者の地域生活への移行という数値目標でございますが、68ページ目の図をごらんいただきたいと思います。

まず、入所者の地域生活への移行ということで、目標が二つございます。

一つ目でございますが、図の一番上に平成17年10月時点の入所者約2,500人とございます。この2,500人に対して、左側の四角ですけれども、17年10月から26年度末までの間に760人を移行することといたします。

また、右側の四角ですが、入所者数の減少の数値目標といたしましては、これも17年10月から26年度末までの間に累計で450人減少することといたします。施設入所者数の減少という数値目標につきましては、国の策定指針より高い数値目標となる見込みでございます。この数値目標が少しでも多く達成できるように、サービス提供基盤の一層の充実に努めるものでございます。

続きまして、数値目標の大きい二つ目の項目でございますが、福祉施設から一般就労への移行という目標でございます。

69ページになります。

札幌市の数値目標といたしましては、平成26年度の1年間に200人の方が一般

就労へ移行することを自指すものでございます。平成22年度につきましては、182人の方が福祉施設から一般就労へ移行した実績となっております。これまでは80人程度で推移していたものでございますので、26年度の200人という数値目標が少々高めな目標値かなという見方もありましたけれども、国の雇用施策と連携しまして、また、札幌市独自の就労支援にも力を入れていくということから、200人という数値目標を設定することといたしました。

少し飛びまして、74ページ目以降でございます。

ここからは、障害福祉サービスの見込量を記載しているページでございます。

先日、国から示されました策定指針に基づきまして、再整理をすることを前提として、一たんの数値を計上しているものでございます。サービス見込量につきましては、資料の2でご説明したいと思っております。A4判の1枚物の資料でございます。

下の方に棒グラフを載せておりますので、これを見ていただきたいと思っております。

これまでの21年度から22年度のサービス量の実績値を掲載しておりますけれども、移動支援事業、訪問系サービス、日中活動系サービス、グループホーム、ケアホームと年々伸びている状況でございます。こういった状況も踏まえまして、26年度のサービス見込量の計画値につきましても伸ばしていくという設定をしております。

移動支援につきまして、例えば、これは利用者数でございますが、22年度の実績値と24年度の計画値が下がっております。これは、移動支援の利用者が上の方の訪問系サービスの中の同行援護というサービスに移行される方が減少となっております。しかしながら、24年度から26年度まではサービス量は増えていくというような設定をしております。

また、数値目標といたしまして、施設入所者の減少という数値目標がございました。入所者が減少する、すなわち、施設入所支援というサービスがありますけれども、その減少分をグループホーム、ケアホームの増加分で見込むということから、グループホーム等につきましてもサービス利用者数は増えるというような見込みを立てております。

続きまして、ページが少し飛びまして、107ページ目をごらんいただきたいと思っております。

第5章といたしまして、障がい者プランの点検・評価・見直しでございます。

計画を策定いたしました後の計画の進行管理について記載しているものでございます。

これまでと同様に、札幌市の附属機関でございます障害者基本法に基づいて設置します障害者施策推進協議会、あるいは社会福祉審議会、精神保健福祉審議会、地域自立支援協議会等の関係機関に、逐次、報告をしまして、チェックしていくことを想定してございます。

なお、障害者施策推進協議会の設置根拠法でございます障害者基本法の改正がございました。そこでは、現在の協議会を、審議会その他合議制の機関に改組するということと、協議会の活動内容に施策の実施状況の監視という機能が新たに加えられたところ

でございます。現在、この協議会の見直しを図っている状況もでございます。

最後に、今回、追加資料としましてお手元に配付させていただいたものがございます。

一番最後の資料になりますが、A4判横のホチキスどめのものが2種類あると思います。市民との意見交換会で寄せられた意見（主なもの）と、主要障がい者団体との意見交換会で寄せられた意見（主なもの）、この二つの資料があるかと思えます。

これは、6月から9月にかけて実施しました意見交換会それぞれにつきまして、主な意見の内容を分野別に分類してございます。これは、昨年12月現在の札幌市の考え方を整理したものでございます。詳細は後でござらんいただきたいと思えますが、この札幌市の考え方につきまして、このたびのプランの案にも反映させているということでございます。

以上、計画案につきましてご説明させていただきました。

よろしく願いいたします。

松川議長 それでは、今の事務局からの説明についてご質問やご意見を受けたいと思えます。

よろしく願いいたします。

分量が非常に多く、なかなか網羅することが大変かと思えますけれども、それぞれのお立場から何か気がついたことがあれば、ぜひ上げていただきたいと思えます。

では、上田委員、お願いいたします。

上田委員 47ページの上から、市立高等養護学校における教育の充実というところ

です。市立高等養護学校において、就労促進を図るための教育の見直しについて検討を進めますということは、私どものような発達障がいの子どもを持つ親からしますと、これは市立ですから豊明しかないのですけれども、豊明高等養護学校というのは、就労の促進を図るのであって、最近では豊明も障がいの重い人は余りとってくれないのですが、我々はだめなのだなというふうにごでちょっと錯覚した思いがあるので、この後に、「及び何とか」という文言をつけた方が誤解されないような気がしました。

豊明高等養護学校は、札幌市の中学の特別支援学級から大体150名から200名の生徒が出ますけれども、今の豊明の1学級の定員は五十七、八名ですか。

事務局（藤木教育委員会学びの支援係長） 定員は56名です。

上田委員 それでも増やした方ですけれども、ほんの一握りしか行けなくて、あとは全部、新篠津や雨竜など遠く離れた道立関係のところになるのに、ここだけこういうふうにすると、やっぱり重い子を持ったお母さんは、私がこの中で一番違和感があったのはこここのところなのです。これはこれでよしとすればそれでいいのですけれども、「及び福祉就労を含めた子の社会自立を図ります」という文言を一つ添えていただくと、私の個人的な意見ですが、何となく違和感がないように感じました。ぱっと見ると、豊明では就労しかやらないのだと誤解されやすいと思えました。

以上です。

松川議長 さまざまな子どもたちがいる中で、この書き方ですと、就労ということを第一の目的とした学校教育という印象を受けるということかと思えます。

この辺について、札幌市の方で何かお答えできるでしょうか。

事務局（藤木教育委員会学びの支援係長） 教育推進課の藤木でございます。

ただいまご指摘のございました市立高等養護学校における教育の充実の部分でございますが、この内容としては、具体的には豊明高等養護学校を指しておりますが、一たん、豊明高等養護学校自体は、先ほど上田委員の方からもございましたとおり、障がいの比較的軽いお子さんを対象として、また、いわゆる一般就労を目指すものとして教育を行っているという位置づけの学校でございます。そこを中心に表現した形にはなっております。

ただ、当然、お子さんの社会的な自立を目指すというのは、障がいのあるお子さんの教育を行う上では最も基本的な部分でございます。それについては、もちろん現場では行っているところでございますし、表現がちょっと足りないというご指摘でございましたので、これにつきましては、再度、検討させていただきたいと思っております。

松川議長 今の上田委員のご指摘を踏まえて、再度、検討するということでしたので、それでよろしいでしょうか。

上田委員 はい。

松川議長 ほかにございますでしょうか。

今の学校教育の充実というところに関連して、これは以前、会議の中でも意見として出させていただいたところですが、同じ47ページの地域で学び育てための教育環境の整備というところで、やはり、インクルーシブ教育ということが一つの重要な施策で、文科省の方としてもそういう検討を進めているところです。ここの表現を見ますと、必ずしもインクルーシブ教育ということが意識されていないのではないかと読み取れるわけですが、地域の学校で学べるよう、特別支援学級の整備を推進しますというふうになっているわけですが、むしろ、通常学級でどのように障がいのある子どもを受け入れるかということが重要ではないかと思うわけです。この会議の中でもそういう提案はさせていただいたと私は認識しているわけですが、そういった議論が札幌市の中でどのように行われていたのかということをお聞かせ願えればと思えます。

事務局（藤木教育委員会学びの支援係長） 教育推進課の藤木でございます。

ただいまご指摘のございましたインクルーシブ教育につきましては、まず、文部科学省の動きからご説明を差し上げたいと思えます。

障がい者制度改革推進本部が設置されまして、障がい者制度改革推進会議におきまして教育関係を含めましていろいろな議論が行われているところですが、このうち、教育関係につきましては、中央教育審議会の初等中等教育分科会、特別支援教育のあり方に関する特別委員会を設置しておりまして、この中で、いわゆる障がい者権利条約の

理念を踏まえました特別支援教育のあり方について、現在、専門的な調査、審議を行っている状況でございます。

具体的な状況につきましては、中央教育審議会の特別支援教育のあり方に関する特別委員会におきまして、平成22年12月には、論点整理という形で、いわゆるインクルーシブ教育システムの構築に向けての特別支援教育の方向性等について一定程度の整理がされたところでございます。

概略を申し上げますと、まず、一つといたしましては、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、いわゆる理念、それと向かっていく方向性については国としてもそれは賛成をしているところです。加えまして、インクルーシブ教育システムにおきましては、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対しまして、その時点での教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要といった形で述べられているところでございます。

これらを受けまして、現在、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた特別支援教育を推進するという観点から、特別委員会の中で合理的配慮、いわゆる特別な支援を必要とするお子さんのインクルーシブ教育システムを進めていくためにどういった合理的配慮が必要かということは今検討しているところであるというのが現在の状況でございます。

札幌市におきましても、これまで平成18年度以降に学校教育の改正がございまして、特別支援教育ということが法的に明確化された以降、いわゆる地域での学びということを重点的に置いて特別支援教育を進めてきたところでございまして、このインクルーシブ教育システムにつきましては、国においてもまだ検討段階という状況でありますことから、今後、国の動向を注視しながら、障がいのある子どもの支援のために特別支援教育をさらに充実していくことが現時点での教育委員会としての方向性でございます。

以上でございます。

松川議長 わかりました。

札幌市としても、国の動向を踏まえて進めていきたいということでもございましたけれども、これについて、委員の方から何かご意見等がありますでしょうか。

今の説明でいきますと、インクルーシブ教育については、国もその方向で進めている、ただ、検討段階の中であって動向がはっきりしないということから、こういった記述になっているかと思うのですが、この記載の内容はこのまま変える必要はないという理解でよろしいのでしょうか。私は、どう見ても、これだけを見ますと分離教育的なニュアンスを非常に強く感じてしまうのですが、それはそういうふうには考えていないということでしょうか。しつこくて申しわけないのですが、再度、確認をお願いいたします。

事務局（藤木教育委員会学びの支援係長） 文科省においても同じ考え方ですが、特別支援教育そのものは、決してインクルーシブ教育システムの構築と相反するものではなく、多様な教育の場を用意することで、それぞれのお子さんのニーズに合った教育を提供していくという基本的な考え方は、インクルーシブ教育システムにおいても共通するものだと認識しております。

そこで、今、札幌市に行っている施策についてでございますが、やはり、一人一人の教育的なニーズに応じた支援が重要になってきますことから、まずは一人一人が学び育つための教育的支援を充実していかなければなりません。このために、学びの手帳、あるいは学びのサポーターの活用によりまして、教育的支援の充実を図っていくことをベースに置きまして、一方、今までは、特別支援学級が地域の学校にないために遠くの学校へ通わなければならないといった現状がございました。

そこで、なるべくご自分が生まれ育つ地域の中で学び育つためにいろいろな教育環境を整備していくということで、まずは特別支援学級をきちっと整備していきましようということが一つ置かれております。これに加えて、地域性ということであればちょっと外れてくるのですが、高等養護学校におきまして教育を充実する、そこで、教育促進、就労促進を図るための教育の内容の見直しを行っていくというような位置づけになっておりまして、決してインクルーシブ教育を否定するものではありませんが、今の段階でインクルーシブという言葉を入れることは、それに対応してインクルーシブ教育の実現のために何をすればいいのかということをお述べなければならない形になると思います。そこで、先ほども申し上げましたが、現状では、国の方針なり、施策なり、制度改革がまだ行われておりませんことから、札幌市としてインクルーシブ教育に関して具体的な内容を今の段階では記述できないと考えております。

松川議長 ありがとうございます。

何かありますでしょうか。

お願いいたします。

上田委員 藤木係長のお答えを踏まえて、そういうお考えで、教育環境の整備を推進しますというのであれば、札幌市には市立の義務制の養護学校はありません。近年、高等養護学校が北海道でかなり整備されたのですが、発達障がいの中でも機能の高い方ばかりが入学して、発達のおくれた、生活科でもかなりレベルの高い方が入学しており、すなわち、IQ30とか測定不能の方は豊明高等養護学校にも当然行けるわけがないですから、札幌養護学校の併設の高等部か星置の高等部に行かざるを得ないのです。私も、前から市教委とか道教委にも運動しているのですが、円山などの中間地点に札幌市立の義務制の養護学校を設立すると、星置と礼養がかなり緩和されるのです。そういう状況は、札幌市教育委員会の方ですから既にご存じと思いますが、生徒が地域の学校で学べるというような安易なことではなく、かなり劣悪な状態が星置と礼養です。この件を緩和するには、重点取り組みの中に市立の義務制の養護学校を設立しますとい

う文言があったら、札幌市も画期的なことをやるのだなと皆さんも手をたたいて喜ぶと思います。それは高い望みかもしれませんが、私の意見を述べさせていただきました。

松川議長 今のお話は意見ということでしょうか。

上田委員 札幌市の教育委員会は、多分、道の管轄だとやらないと思うので、意見を言っただけです。

松川議長 ほかにございますでしょうか。

では、私の方からばかりで大変申しわけありません。表現上の問題で、これも策定会議の中で一度ご指摘させていただいたところでありましてけれども、43ページの分野5教育・育成というところでは、不安を抱える親の心情に寄り添いながら、障がいの早期発見、早期療育に取り組む必要があると考えられますという部分の表現上の問題で、障がいということはどういうふうにとらえるかということにもかかわることです。これだけを読みますと、障がいのあること自体が悪いというようなニュアンスがあるのではないかと、この部分の訂正を会議の中でさせていただいたところではあります。それについては、概要版の5ページの分野3保健・医療の基本施策1の最初の丸のところではあります。保健・医療・福祉の連携により、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見・早期療育の充実を図りますとあります。このところでは、このように障がいの早期発見、早期療育ということではなくて、障がいの原因となる疾病のところが入っているわけですが、このように訂正してほしいということを申し上げたところではあります。

そういう関連で言えば、先ほどの43ページのところも同様に修正を願いたいと思うのですが、この点について事務局の方ではどのようにお考えでしょうか。

事務局（西田事業計画担当係長） 西田と申します。

ご指摘のとおり、これはパブリックコメント終了後に、さらにそのほかの文言整理も含めまして、障がいの原因となる疾病というふうに記載を修正したいと思っております。

松川議長 ほかにございますでしょうか。

私ばかりで大変申しわけありません。

21ページの移動支援事業の拡充の検討について、これも策定会議の中で議論になったところであると思っております。その拡充に向けた検討をしていくということで、先ほどの説明ですと、予算を上げているということかと思うのですが、答えられる範囲でよろしいかと思うのですが、拡充の内容として具体的にどこ、どういう拡充を考えておられるのか、よろしければお教えいただきたいと思います。

事務局（天田障がい福祉担当部長） 障がい福祉担当部長の天田でございます。

移動支援の拡充につきましては、これまで計画策定会議、または市民意見交換会の中でも拡充してほしいという要望が非常に強く寄せられております。また、議会の議論の中でも、やはり、そういった声を受けまして、拡充すべきという基本的なご意見をいただいております。

しかしながら、サービスの提供体制については、ニーズと提供が必ずしも一致しない

という問題、それから、通学、通所の対応が一番大きかったと思いますが、これについては、そのことに加えて、やはり、経費的な問題もあるということから、今の段階で私どもが考えておりますのは、結果として通学のサポートがないために学校に通えていないというお子さん方がいらっしゃいます。これが、実はアンケート調査から見えてきた現状でございます。少なくとも、この点については対応していく必要があるだろうと考えております。

そういったことから、まずは今、移動支援の充実の中で私どもが考えておりますのは、通学をしているお子さんの中で、やむを得ず保護者のご都合、疾病、または働きたいけれども、お子さんの通学のために働くことができないお母さんたちがいます。そういった方々への対応については、第1段階でしっかり対応していきたいと考えております。

それらの経費につきましては、現在、24年度予算の要求段階でございますので、現時点では確定ということで申し上げられませんが、これについては、第3次札幌新まちづくり計画、これは23年度から26年度までの計画になりますけれども、この中で掲げさせていただいております。

その中の記述を紹介させていただきますと、障がいのある子どもへの移動支援の充実といたしまして、「障がいのある子どもの通学時の安全確保や保護者の就労を促進するため、特別支援学校等への一人での通学が困難な子どもを対象とした移動支援を行います。」となっております。

費用面で申し上げますと、概算で計算しておりますが、3億8,600万円です。これは、この計画期間全体でございます。

それから、1人当たりの移動支援の平均利用時間につきましては、平成22年度実績では、お子さんについては平均で5.4時間となっておりますが、まちづくり計画の最終年度におきましては8.8時間まで予算の確保をしたいと考えております。

現時点では非常に雑駁なお答えになって大変恐縮ですが、そのような内容を想定してございます。

以上です。

松川議長 ありがとうございます。

一層の拡充に向けて、さらに検討をしていただきたいというふうに思います。

ほかにございますでしょうか。

上田委員、お願いいたします。

上田委員 56ページの選挙における支援で、「また、投票所における介添え」とありますが、これは、私どもに知的障がい者がこの人だと指を差したら代理で書いてくれる人のことを称していると理解していいのでしょうか。

例えば、ここの中に、立会人の障がいへの理解に周知しますとかちょっと入れていただくと、障がいが高くても、この人と指を差したら書いてくれるということが皆さんに

周知されて、障がい者の投票率がかなり上がるのではないかといつも思っているのです。介添えということになると、ちょっと意味が違うような気もするのです。ここでは、身障の方のことがかなりたくさん書いてあります。重度の知的障がいや発達障がいなどわからない方に対するきめ細やかさがちょっと感じられないように思いました。

どうでしょうか。

松川議長 恐らく、今のことも含めて、広くとらえた介添え、広いサポートを含めての意味だと思うのですが、この辺について事務局の方で何かご説明できるでしょうか。

事務局（西田事業計画担当係長） サポートということだと思えますけれども、規定上、どのような定義になっているかにつきまして、今回の会議録にあわせて資料として情報提供をさせていただきます。規定上の取り扱いにつきましては十分承知しておりませんので、大変恐縮ですが、後日、情報提供をさせていただきたいと思えます。

松川議長 よろしいでしょうか。

上田委員 はい。

松川議長 ほかにございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

松川議長 なければ、次の議題に入りたいと思えますが、後からでも結構ですので、このプランについてご意見や、もし気がついたことがあれば、ご発言をいただきたいと思えます。

2番目の議題です。

今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（西田事業計画担当係長） 同じく、資料1の110ページをお開きいただきたいと思えます。

この記載は、障がい者プランの策定経過という章の中の会議などにおける検討の経過という記載の項目の中のこれまでの経過を記載したものでございます。これは、平成23年、昨年一番下に10月とございますのが前回の会議でございますが、この計画策定会議をはじめといたしまして、関係協議会で審議をいたしました。

次に、111ページ目に参りまして、11月に入りまして、社会福祉審議会、そして、12月まで庁内の関係部局との会議、そして、市長副市長会議におきまして計画案を検討し、決定したところでございます。

ことしに入りまして、1月23日に計画案を公表いたしまして、同日からパブリックコメントを30日間、2月21日までの期間で実施いたします。先ほどもご説明いたしましたが、今月5日に、北海道を通じまして、障害福祉計画に関する国の指針が札幌市の方に到達しました。この国の指針に基づきまして、現在、北海道における道庁としての指針が、今、整理をされていると聞いております。それと同時に並行的に、実は、今週

中に、北海道庁に対しまして、数値目標、サービス見込量の一人の最終版の数字を報告することになっております。そして、道庁から国の方に最終的な数値の集計がなされるという流れになると聞いております。その期間とパブリックコメントの期間が同時並行的に進んでいくといったスケジュールとなっております。

前段にもご説明いたしましたが、パブリックコメントと同時並行的に、精神に障がいのある方の地域移行に関する数値目標につきまして、1月から3月にかけて、これは予定でございますが、計画策定会議は本日開催いたしました。障害者施策推進協議会につきましては、現在、2月上旬に開催する方向でただいま日程調整をしております。また、ここには記載しておりませんが、1月末に精神保健福祉審議会を開催する予定でございます。この関係協議会におきまして、先ほどの精神に障がいのある方に関する数値目標を初めとした計画案全般についてご審議いただくこととしております。

こういったパブリックコメント、本策定会議、関係協議会でのご議論を踏まえまして、予定としましては3月下旬になるかと思いますが、計画を確定しまして公表するといったスケジュール感となっております。

以上でございます。

松川議長 ただいま、事務局から計画の確定と公表までのスケジュールについて説明がありました。

これについて、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

松川議長 きょうの議題につきましては以上ですけれども、事務局からほかに何かございますでしょうか。

事務局(西田事業計画担当係長) 特にございません。

松川議長 それでは、委員の皆様方から何かここでお話しするようなご提案やご意見はございませんか。きょうの最初の議題に関してでも結構ですけれども、本当にこれが最後になりますので、ぜひ言っておきたいということがあればご発言をいただきたいと思います。

(「なし」と発言する者あり)

松川議長 では、予定の時間より少し早いですけれども、きょうの会議はこれで終了といたします。

この計画策定会議は、先ほど来申し上げているように、きょうで最後となりますけれども、皆様方には、1年以上にわたって熱心に議論に参加していただきまして、大変ありがとうございます。

議長として十分に皆さん方の意見を拾えたかどうか、心もとないところもあるのですが、大変貴重なご意見をこれまでいただいたと感じております。

先ほど話がありましたように、3月末にこの計画が公表されるわけですが、そ

の後におきましても、障がい者施策の推進について引き続きご協力をいただきたいと思います。

また、大変僭越ではございますけれども、行政の方々におかれましては、施策のさらなる拡充に向けて取り組みを進めていただければというふうに思います。

皆さん、どうもありがとうございました。

お疲れさまでした。

4. 閉 会

事務局（天田障がい福祉担当部長） それでは、本日で会議が終了となりますので、最後に、皆様へのお礼を含めまして、一言、申し上げさせていただきたいと思いを

今、松川議長からお話がありましたように、本当に長期間にわたるご議論を、また、大体が夜の会議となりましたので、足元の悪い中、ご参加をいただきまして、本当にありがとうございます。

思い起こせば、スタートのときにはフリーハンドからご議論をさせていただきまして、具体的な内容の提示についてはこの策定会議の後半になってから、それから、さらに具体的に成文化をしたものをお示しさせていただいたのが昨年はかなり遅い月になっていたと思います。そういった面では、最初の議論は余りリアリティーのない議論が続き、さらには、障がい者施策も今後どうなっていくのだろうという中でのご議論のスタートでございました。

今回、本年4月から、障がい者保健福祉計画については6年間、障がい福祉計画については3年間という形でスタートさせていただきますが、この障がい者施策については大きな制度の見直し等がかかってくる。6年間の中でも、この福祉施策だけではなくて、バリアフリー施策、それから、本日ご議論いただきました教育施策についても大きく変わっていくのではないかと思います。そういった面では、今回まとめさせていただくこの計画につきましても、適宜、補強をしていくことになるだろうと思っております。

そういった意味では、今回も、これを契機にして計画の改定をさせていただきますが、さらにご意見をちょうだいしまして、札幌市の施策がよりよいものとなりますように、引き続きご協力いただければと思います。

また、本日のご議論につきましては、ちょうど今で1時間半弱でございますが、非常に膨大な資料をごらんいただいたのご議論になりましたので、なかなかご意見を直接的にいただけなかったということもあるだろうと思います。来週からパブリックコメントが始まりますが、委員の皆様方も市民の一人として参加していただくことも当然できますし、私どもにもご意見をいただけましたら、それらを踏まえて最終案を固めていきたいと思っております。引き続き、ご協力いただければと思います。

以上でございます。

長期間ちようきかんにわたりまして、ご協力きようりよくをありがとうございました。

以 上い じょう